

平成28年1月6日

お得意様各位

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V/LX

平成27年度分確定申告書・個人決算書・消費税申告書・贈与税申告書等
プログラムのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社では本年も税制改正に伴い『所得税確定申告書』『個人決算書』『消費税申告書』『贈与税申告書』『届出書セット』及び各電子申告プログラムを平成27年版として対応致します。

なお「財産及び債務の明細書」が『財産債務調書及び合計表』となったことに伴い、弊社システムにおきましても新たに独立したプログラムとなりました。本年度につきましては、System-V所得税確定申告システムの改正保守にご加入、もしくはご注文の場合、財産債務調書プログラムも一緒にお届け致しますが、来年度以降プログラム更新が必要な場合は、所得税確定申告書とは別プログラムのため、別途改正保守のご契約が必要となります。

つきましては、変更内容をご参照の上、ご注文下さいますようお願い申し上げます。(改正保守ご加入の場合、ご注文は必要ありません。ただし、新プログラムの財産債務調書の来年度以降更新をご希望のお客様は改正保守をご注文いただきますようお願い致します。また、冊子の取扱説明書をご希望の場合もご注文が必要です。)

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

受注締切日	プログラム発送日
平成28年1月15日	1月下旬～2月上旬頃 お届け予定 ** ネット更新のお客様はCDよりも早く更新可能となります **

※1月16日以降のご注文につきましては上記の発送完了後、順次発送致します。

※電子申告プログラムについても確定申告と同時期の発送を予定しております。
e-Taxは平成28年1月4日の更新で平成27年度確定申告等対応版になりますが、[880]電子申告におきましては更新プログラムお届けまで平成27年度の申告はできませんのでご注意ください。

送付資料目次

- ・ 所得税確定申告書システム 変更内容 1～2
- ・ 個人決算書プログラム 変更内容 2
- ・ 届出書セットプログラム 変更内容 2
- ・ 消費税申告書プログラム 変更内容 3
- ・ 贈与税申告書プログラム 変更内容 4
- ・ “新プログラム” 財産債務調書プログラム 5
- ・ プログラム注文書 別紙

※メール登録のお願い※

弊社ではメールにて発送情報等を配信しております。まだ登録がお済みでないお客様は事務所名とメールアドレスを本文に書いてss@tatemura.co.jpへ送信していただくか、サービス課までご連絡下さい。特にネット更新のお客様は登録をお願い致します。

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡下さいますようお願い致します。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 042-553-5311 (AM10:00-12:00 PM1:00-3:30)
FAX 042-553-9901

以上

● 変更内容

A・B様式 第一表

- ・用紙右側にある年度が27年となりました。上部の番号も変更になりました。
- ・課税される所得金額に対する税額計算が変更となりました。

※B様式のみ
国外転出時課税制度が創設され、『国出』欄が追加となりました。

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

A・B様式 第二表

- ・用紙右側にある年度が平成27年となりました。上部の番号も変更になりました。

第三表(分離)

- ・特例適用条文の『〇条』欄が2桁→3桁に変わりました。

その他

[住宅借入金等特別控除額の計算明細書]

平成27年の計算に対応致しました。

弊社システムにおいては、住宅借入金等特別控除の計算明細書の複数枚作成及び、重複適用には対応しておりません。複数枚提出を行う場合は手書きしていただきますようお願い致します。電子申告の場合も複数枚提出には対応しておりませんので、別途送付をお願い致します。

[譲渡所得の内訳書【土地・建物用】]

- ・特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例に対応し、4面6にて課税割合を選択できるようにしました。
- ・1面右下の年表示が平成27年となりました。

[電子申告添付書類]

[2] 公的年金等の源泉徴収票の記載事項：「法第203条の3第4号適用分」が追加となりました。

様式変換及び年度更新

各様式の変更に対応しました。

削除プログラム

財産及び債務の明細書が法定調書書類となり大幅に変更となったため、確定申告書より独立したプログラムとなります。 ※詳細はP.5をご覧ください。

平成27年度 個人決算書プログラム 変更内容

16.01

青色申告決算書(一般用)付表<<医師及び歯科医師用>>

表面：・【平成26年分以降用】が追加になりました。
・用紙下側に注記が追加となりました。

裏面：注記が変更となりました。

平成27年度 届出書セットプログラム 変更内容

16.01

●マイナンバー創設により届出書はほぼ全様式が変更となりましたので、新様式に対応致しました。

※個人番号の入力及びプリントは未対応です。

- 平成27年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れにおける「特定課税仕入れ」については、リバースチャージ方式による申告が必要となりました。
これに伴い、「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を追加しました。
- 申告書(一般用)、付表1、付表2及び付表2-(2)
法人番号(マイナンバー)の入力・印刷に対応しました。
※マイナンバー枠のない様式もまだあることから、印刷メニューで選択できるようになっています。

H27消費税・メニュー(/dev/pts/30)

平成27年4月1日以降用 消費税申告書
 エザコト … 1001 エザ名 … 株式会社 東京商事
 年 度 … 平成27 出力用紙選択 (1/2ページ)

【一般様式】		【簡易様式】	(6種)
(H27.9.30以前終了)	(H27.10.1以後終了)	(5種-28年様式)	(マイナンバー枠無27年様式)
311:一般用・官製	111:一般用・官製	411:簡易用・官製	414:簡易用・官製
312:一般用・白紙	112:一般用・白紙	412:簡易用・白紙	415:簡易用・白紙
313:"(控)・"	113:"(控)・"	413:"(控)・"	416:"(控)・"
32:付表2 "	12:付表2 "	422:付表5・"	(マイナンバー枠有27年様式)
33:付表1 "	13:付表1 "	423:付表4・"	211:簡易用・官製
34:付表2-(2) "	14:付表2-(2) "	424:付表5-(2)-表面	212:簡易用・白紙
	115:特定課税仕入・官製	425:" -裏面	213:"(控)・"
	15:特定課税仕入・白紙		22:付表5・"
	16:"(控)・"		23:付表4・"
			24:付表5-(2)-表面
			25:" -裏面

※両面印刷は『V』のみの機能LXシステムでは御利用不可
 524:付表5-(2)-両面 124:付表5-(2)-両面

用紙番号 … データのない表の印刷 1.いる 2.いらぬ … 2
 印刷枚数 … 枚 1.連帳 2.単表 3.両面 … 1

切替 終了 次頁 指 くり 全指定

- 個人の計算書類の会計読みにおいて、税込みでの会計読みをしていましたが、税抜きでの会計読みもできるようになりました。
- 消費税申告書(一般用/簡易用)において、経過措置有で中間申告が還付になる場合、[19]欄に還付額を表示しないよう機能改善しました。

平成27年税制改正により、全表様式が変更となりました。

第一表

平成27年以降、贈与税暦年課税を適用する場合、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、「特例贈与財産(特例税率)」「一般贈与財産(一般税率)」を適用して贈与税額を計算することとなりました。
このため、申告書の税額計算が変わり、様式も大幅に変更となりました。

表名下の年度表示及び、右上の番号も変更になりました。

第一表の二

- ・省エネ等住宅かそれ以外の住宅で非課税限度額が変わります。これに伴い、注記も変更になりました。
- ・第1表の項目番号変更に伴い、項目番号が変更となりました。

第二表

- ・表名下の年度が「平成27年分以降用」になり、右上の番号も変更になりました。
- ・第1表の項目番号変更に伴い、項目番号が変更となりました。

第三表

- ・タイトル及び表名下の年度が「平成27年分」になりました。
- ・第1表・第1表の2・第2表が変わったことにより、第3表の同内容も変更となりました。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

- ・右横の年度が「平成27年分以降用」になりました。
- ・農地以外の財産(第1表)に対する税額計算欄が、特例贈与財産又は一般贈与財産のどちらの場合と、両方の場合の計算ができるよう変更となりました。

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

(調書)					(合計表)							
平成××年12月31日分 財産債務調書					平成××年12月31日分 財産債務調書合計表							
住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1 氏名: 国税 太郎 生年月日: 03-XXXX-XXXX 職業: 会社役員					住所: 東京都千代田区霞が関3-1-1 氏名: 国税 太郎 生年月日: 03-XXXX-XXXX 職業: 会社役員							
財産区分	種別	所在地	数量	価額	財産区分	種別	数量	価額	債権区分	種別	数量	金額
土地	普通	東京都千代田区〇〇-1-1	1	250,000,000	土地	①		250,000,000	借入金	①		6,500,000
建物	普通	東京都千代田区〇〇-1-1	1	310,000,000	建物	②		310,000,000	借入金	②		6,500,000
有価証券	普通	〇〇株式会社	100株	3,896,191.5	有価証券	③		3,896,191.5	借入金	③		6,500,000
有価証券	上場株式(国債)	〇〇株式会社	100株	645,000.0	有価証券	④		645,000.0	借入金	④		6,500,000
有価証券	上場株式(国債)	〇〇株式会社	100株	650,000.0	有価証券	⑤		650,000.0	借入金	⑤		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	⑥		8,900,000.0	借入金	⑥		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	⑦		5,044,119.15	借入金	⑦		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	⑧		3,400,000.0	借入金	⑧		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	⑨		4,045,000.0	借入金	⑨		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	⑩		8,900,000.0	借入金	⑩		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	⑪		5,044,119.15	借入金	⑪		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	⑫		3,400,000.0	借入金	⑫		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	⑬		4,045,000.0	借入金	⑬		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	⑭		8,900,000.0	借入金	⑭		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	⑮		5,044,119.15	借入金	⑮		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	⑯		3,400,000.0	借入金	⑯		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	⑰		4,045,000.0	借入金	⑰		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	⑱		8,900,000.0	借入金	⑱		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	⑲		5,044,119.15	借入金	⑲		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	⑳		3,400,000.0	借入金	㉑		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㉒		4,045,000.0	借入金	㉒		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㉓		8,900,000.0	借入金	㉓		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㉔		5,044,119.15	借入金	㉔		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㉕		3,400,000.0	借入金	㉕		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㉖		4,045,000.0	借入金	㉖		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㉗		8,900,000.0	借入金	㉗		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㉘		5,044,119.15	借入金	㉘		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㉙		3,400,000.0	借入金	㉙		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㉚		4,045,000.0	借入金	㉚		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㉛		8,900,000.0	借入金	㉛		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㉜		5,044,119.15	借入金	㉜		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㉝		3,400,000.0	借入金	㉝		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㉞		4,045,000.0	借入金	㉞		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㉟		8,900,000.0	借入金	㉟		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㊱		5,044,119.15	借入金	㊱		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㊲		3,400,000.0	借入金	㊲		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㊳		4,045,000.0	借入金	㊳		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㊴		8,900,000.0	借入金	㊴		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㊵		5,044,119.15	借入金	㊵		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㊶		3,400,000.0	借入金	㊶		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㊷		4,045,000.0	借入金	㊷		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㊸		8,900,000.0	借入金	㊸		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㊹		5,044,119.15	借入金	㊹		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㊺		3,400,000.0	借入金	㊺		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㊻		4,045,000.0	借入金	㊻		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	㊼		8,900,000.0	借入金	㊼		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	㊽		5,044,119.15	借入金	㊽		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	㊾		3,400,000.0	借入金	㊾		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	㊿		4,045,000.0	借入金	㊿		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	1		8,900,000.0	借入金	1		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	2		5,044,119.15	借入金	2		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	3		3,400,000.0	借入金	3		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	4		4,045,000.0	借入金	4		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	5		8,900,000.0	借入金	5		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	6		5,044,119.15	借入金	6		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	7		3,400,000.0	借入金	7		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	8		4,045,000.0	借入金	8		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	9		8,900,000.0	借入金	9		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	10		5,044,119.15	借入金	10		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	11		3,400,000.0	借入金	11		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	12		4,045,000.0	借入金	12		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	13		8,900,000.0	借入金	13		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	14		5,044,119.15	借入金	14		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	15		3,400,000.0	借入金	15		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	16		4,045,000.0	借入金	16		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	17		8,900,000.0	借入金	17		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	18		5,044,119.15	借入金	18		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	19		3,400,000.0	借入金	19		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	20		4,045,000.0	借入金	20		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	21		8,900,000.0	借入金	21		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	22		5,044,119.15	借入金	22		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	23		3,400,000.0	借入金	23		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	24		4,045,000.0	借入金	24		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	25		8,900,000.0	借入金	25		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	26		5,044,119.15	借入金	26		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	27		3,400,000.0	借入金	27		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	28		4,045,000.0	借入金	28		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	29		8,900,000.0	借入金	29		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	30		5,044,119.15	借入金	30		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	31		3,400,000.0	借入金	31		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	32		4,045,000.0	借入金	32		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	33		8,900,000.0	借入金	33		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	34		5,044,119.15	借入金	34		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	3,400,000.0	債権	35		3,400,000.0	借入金	35		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	4,045,000.0	債権	36		4,045,000.0	借入金	36		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	8,900,000.0	債権	37		8,900,000.0	借入金	37		6,500,000
債権	普通	〇〇株式会社	100株	5,044,119.15	債権	38		5,044,119.15	借入金	38		6,500,000
債権	普通											

System-Vプログラム価格表

16.01

■ 所得税確定申告書システム (税抜金額)

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
70,000	84,000	98,000	112,000	126,000	2,000

■ 個人決算書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
40,000	48,000	56,000	64,000	72,000	1,000

■ 消費税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
30,000	36,000	42,000	48,000	54,000	1,000

■ 贈与税申告書プログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
30,000	36,000	42,000	48,000	54,000	1,000

■ 届出書セットプログラム

1本分	2本分	3本分	4本分	5本以降	取扱説明書
80,000	96,000	112,000	128,000	144,000	1,000

※改正保守をご契約しているお客様は自動的にプログラムが届きます。
(プログラム注文は不要です。)

※説明書はCDにPDFとしてプログラムと一緒に保存してあります。

印刷した説明書をご希望のお客様には有料にて承っております。
改正保守に加入している場合でも有料となります。

※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎年かかります。
この機会に改正保守をご検討頂きますようお願い致します。
必要な場合は別途お見積り致します。

改正保守・1台分

所得税関連セット(確定申告・個人決算)	月額4,000円	年額40,000円
資産税セット(贈与・相続)	月額2,000円	年額20,000円
消費税申告書	月額2,000円	年額20,000円
届出書・登記用紙	月額1,000円	年額10,000円
財産債務調書	月額1,000円	年額10,000円

複数台の場合は価格が変わります。ソフトごとの改正保守もごさいます。

注文書

16.01

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入下さい。

■ 所得税確定申告書システム ※確定申告書説明書は2冊で1組です

本数	価格	端末機名	取説	保守希望
本	¥		組	

■ 個人決算書プログラム

本数	価格	端末機名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ 消費税申告書プログラム

本数	価格	端末機名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ 贈与税申告書プログラム

本数	価格	端末機名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ 届出書プログラム

本数	価格	端末機名	取説	保守希望
本	¥		冊	

■ 財産債務調書プログラムの改正保守 希望する ・ 希望しない (System-Vのみ。いずれかに○を付けて下さい)

<端末機名>



立ち上がり画面のここに端末機名を表示しています。

例) x01、w010等

プログラム金額
取扱説明書金額
お申し込み金額合計 円

御社名	
ご担当者名	
ご住所	
Emailアドレス	
ご注文FAX	042-553-9901